

行政文書公開決定通知書

3 観名保第 143 号
令和 3 年 11 月 24 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関





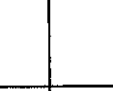




名古屋市長 河村 たかし



令和 3 年 11 月 9 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	■名古屋城に関し、2021 年 9 月 7 日から 2021 年 11 月 8 日の間に文部科学省・文化庁と協議した内容がわかるもの・資料として (1) 復命書 (令和 3 年 9 月 27 日) (2) 復命書 (令和 3 年 11 月 2 日) ■ (3) 文化審議会文化財分科会からの所見 (「特別史跡名古屋城跡の現状変更 (天守閣解体) について」)		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 3 年 11 月 24 日	午前 時 午後 時
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

局長	所長	センター副所長	保存整備室長	保存整備室（主幹）
				
総務課長	総務課		管理活用課長	管理活用課（主幹）
				

令和3年9月27日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様



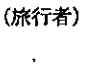
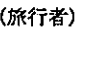










観光文化交流局長
名古屋城総合事務所

松雄 俊憲

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 令和3年9月24日（金）
- 2 用 務 文部科学大臣への挨拶及び事務方との意見交換
- 3 出張先 文部科学省 文部科学大臣室（東京都千代田区霞が関3丁目2番2）
- 4 内 容 文部科学省文部科学大臣室を訪問し、名古屋城天守閣整備事業にかかる現状説明を行った。


観光文化 交流局長	観光文化交流局 名古屋城総合事務所	
	所 長	保存整備室
	(旅行者)	鈴木室長  荒井主幹 (旅行者)  荒川主幹 (旅行者)  梅田主幹 (旅行者)  大槻  白根  中野  杉本 
	管理活用課	名古屋城調査研究センター
	上土井課長 (旅行者)  安井係長 	村木副所長 (旅行者)   原 


令和3年11月2日


復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

観光文化交流局名古屋城総合事務所


所長 佐治 独歩 

管理活用課長 上土井 崇之 

保存整備室主幹 荒井 敦徳 

主幹 荒川 宏

主幹 梅田 明

調査研究センター副所長 村木 誠 

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 令和3年11月1日(月) 午後2時00分～5時30分
- 2 用 務 名古屋城木造天守復元に係る検討状況等について
- 3 出張先 文化庁文化財第二課
- 4 対応者 別紙のとおり
- 5 内 容 別紙のとおり

日 時 令和3年11月1日 14時00分～17時30分
参 加 文化庁 渋谷主任調査官 浅野調査官
名古屋市 教育委員会事務局 文化財保護室 加藤室長
観光文化交流局 名古屋城総合事務所
佐治所長 上土井課長 荒井主幹 荒川主幹
梅田主幹 村木副所長

内 容

名古屋城木造天守復元に係る検討状況等について、報告・説明を行った。
主な内容は以下の通り。

1 指摘事項における引き続き調査・検討を要する事項について

① 回答のスケジュール

- ・令和4年5月の文化審議会・第三専門調査会を目指し、調査・検討中
- ・年内に調査・検討し、1～3月にかけて有識者会議で合意形成を図る予定

② 御深井丸側内堀石垣の調査検討の状況と対策方針 別添資料1

- ・調査の進捗状況及び石垣・埋文部会での議論、有識者の意見について報告

③ 小天守西側における仮設物設置の影響の評価について

- ・ボーリング調査を完了し、工学的視点から影響を解析中であることを報告

2 木造復元に係る課題の検討状況等について

- ・復元検討委員会に向けた解体と復元を一体とした全体計画（基本計画書）の作成にあたり、石垣保存方針、基礎構造及びバリアフリーの方針を盛り込むことが大きな課題と認識している

① 石垣保存方針 別添資料2

- ・石垣保存方針の構成と概要について、説明

② 基礎構造の検討

- ・調整会議（1回、2回）における議論の状況、今後の予定について説明

③ バリアフリー 別添資料3

- ・これまでの経緯、予定している公募の概要について説明

3 基本計画書の構成について

.....別添資料4

- ・基本計画の作成するにあたり、現在検討中の章立てについて説明
- ・A-1-(4) 天守復元の概要は、「天守整備基本構想」でよい
- ・A-3 現天守閣の記録の保存と記憶の継承では、評価の前に概要が必要
記録保存調査の報告書の作成を検討する
- ・A-4 復元根拠としての採用資料は、「復元の検討資料」とし、ある程度、取捨
選択して、他は資料編へ
- ・どのくらいのボリュームになるか
⇒本編はなるべく要点に絞ってまとめ、資料やデータは資料編に整理したい

4 その他

① 堀の活用（水堀における舟運）

.....別添資料5

- ・水堀の活用として舟運を検討していることの説明
- ・現状変更については、保存活用計画でまとめた「現状変更等の取扱基準」の1)
～10)のどれにあたるか整理のこと

② その他

- ・文化財石垣保存技術協議会と市の連携について報告

名古屋城木造天守復元に係る検討状況等について

- 1 指摘事項における引き続き調査・検討を要する事項について
 - ① 回答のスケジュール
 - ・令和4年5月の文化審議会・第三専門調査会を目指し、調査・検討中
 - ・年度末までに地元有識者との合意形成を図る予定
 - ② 御深井丸側内堀石垣の調査検討の状況と対策方針別添資料 1
 - ③ 小天守西側における仮設物設置の影響の評価について
 - ・ボーリング調査を完了し、工学的視点から影響を解析中
- 2 木造復元に係る課題の検討状況等について別添資料 2
 - ① 石垣保存方針
 - ② 基礎構造
 - ・調整会議の検討状況
 - ③ バリアフリー
 - ・昇降技術の公募概要とスケジュール別添資料 3
- 3 基本計画書の構成について別添資料 4
- 4 その他別添資料 5
 - ① 堀の活用
 - ② その他

御深井丸側内堀石垣の調査について

1 御深井丸側内堀石垣調査の概要

天守閣解体申請に対する指摘事項

エ 天守台石垣背面等の空隙についての調査

「天守台以外の石垣については、空隙調査は実施されていないとのことであるが、これらの石垣についても調査が必要であると考えられる。」

⇒指摘事項に対応するため、御深井丸側内堀石垣等について、レーダー探査を実施

あわせて、御深井丸側内堀石垣について、変形・破損の状況をより詳細に把握し、今後の保存のために必要な処置を検討するための目視確認調査も行っている。今後何らかの対応策が必要な石垣の変状・劣化の把握状況を整理する。

2 石垣面のレーダー探査速報

今回計画したレーダー探査の位置は、下図1の通りである。石垣面についてのレーダー探査の内容は、石垣面の背面の空隙等を探る目的の連続測定及び個々の石材の控え長の探査である。

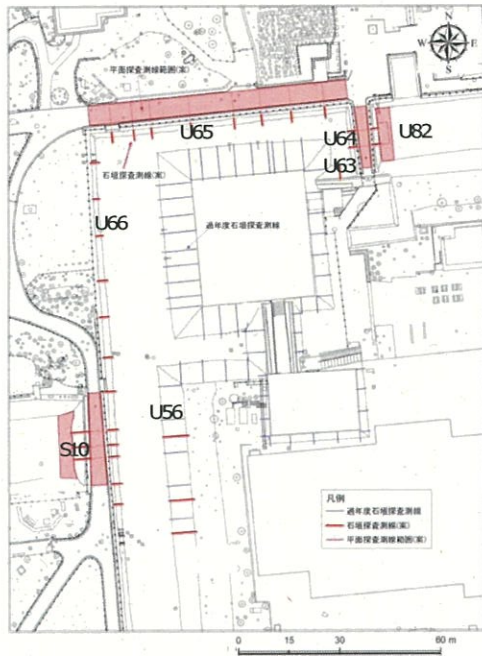


図1 レーダー探査実施位置図
(測線位置は計画段階のもの。実際の測定位置は図2参照)

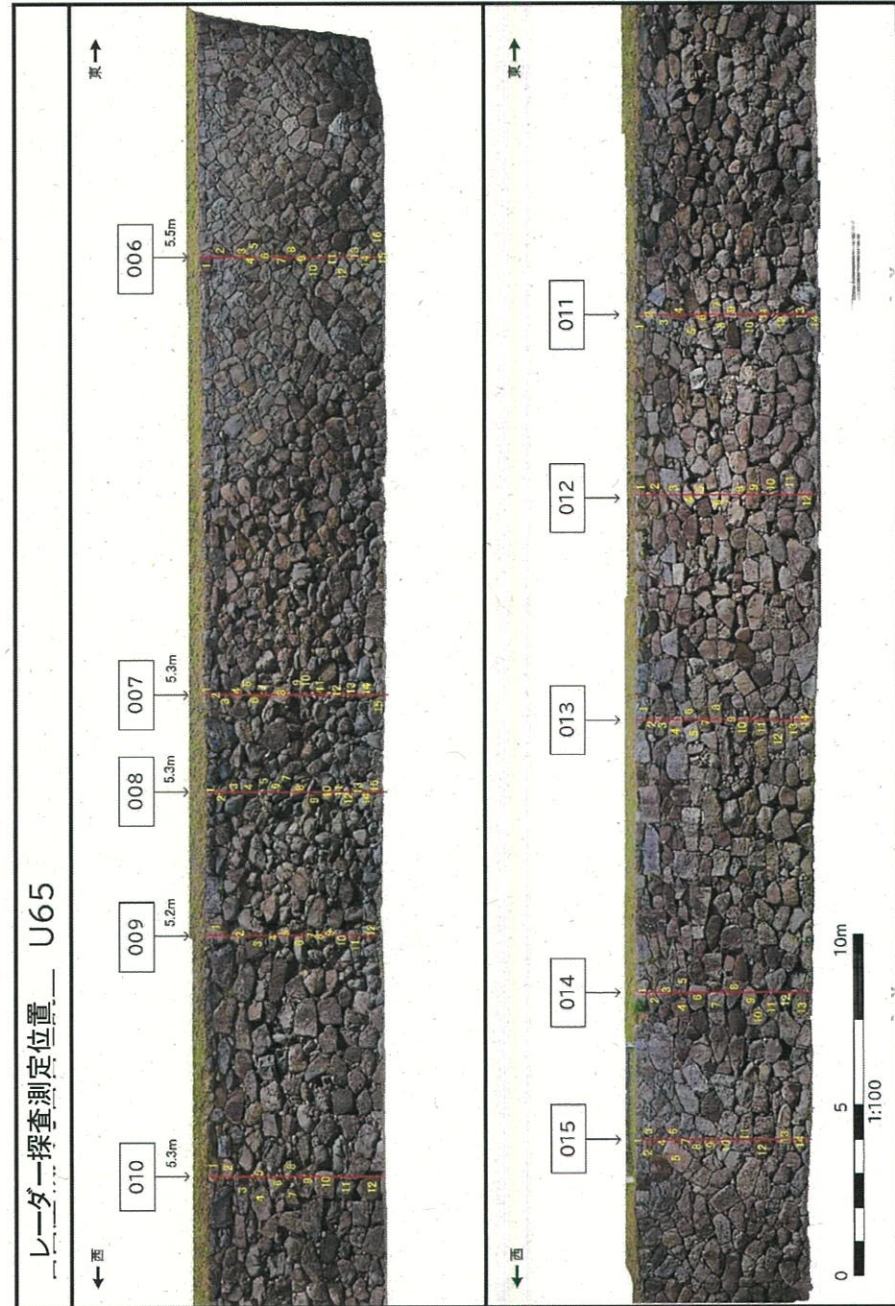


図2 御深井丸側内堀U65 石垣レーダー探査実施位置

3 石垣目視調査の概要

これまでの調査により、それぞれの石垣面の現況を把握し、その課題を整理してきた。そうした現状把握を踏まえ、今後、石垣を保存していく上で、修理等何らかの措置の必要性を検討するという観点から、石垣面の目視調査を進めている。
U65石垣の事例を中心に、調査状況を報告する。

<調査内容>

○変形・破損状況の把握の方針

石垣面としての安定性を損なう可能性がある石垣の変形・変状、個々の石材の劣化、破損を優先的に把握する。石垣面の安定性に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる風化や剥離が見られる個別石材の劣化については、顕著なもの、緊急性の高いものを中心に把握する。

この方針に従い、以下のA～Cの箇所を重点的に把握し、あわせて修理等の必要性についても検討する。

A 面的な変形・劣化

①孕み出し等、面としての変形が見られる箇所

②石材の割れ、間詰石の抜け落ち等が集中し、変形、劣化が面的に広がっている箇所
個別の対応(石材補修、間詰補充)で対応できないものを把握する

B 個別石材、個別箇所の劣化の内、安定性に影響を与える可能性がある箇所

③間詰石の抜け落ち、あるいは抜けてはいないが、間詰石が利いていない箇所

④石材の割れが進み、石垣面の安定性に影響を及ぼす可能性がある箇所

安定性に影響の無い石材が割れることはある程度まではやむを得ないと考えざるを得ず、また現実的な対応可能性も踏まえると、対象を限定する必要があるため、面としての安定性に影響を及ぼすものにまずは限定する。

⑤個別石材の突出、回転等の変形

石材の突出、前倒れなどが、近接してまとまって見られる箇所

C 個別石材の劣化:面としての安定性には直接は関わらないと見られるが、劣化の進行を遅らすなど、石材保護が必要な箇所

⑥5mm以上の明確な開口部がある亀裂のある石材
5mm程度の開口を目途とする。

⑦刻印などがある石材で、表面の劣化が進み、剥落の恐れがあるもの。
文化財としての観点から保護すべきものを中心に把握する。

A 面的な変形・劣化

①孕み出し



②石材の割れが面的に広がっている部分



U65-1063～1065周辺

B 個別石材、個別箇所の劣化の内、石垣の安定性に影響を与える可能性があるもの

③間詰石の抜け落ち、利いていない間詰石



U65-1206



U65-0964周辺

④石材の割れが進み、石垣面の安定性に影響のある場合



U65-0617

⑤個別石材の突出、回転等の変形の場合



U65-1481

C 個別石材の劣化：石垣の安定性には影響を及ぼさないと見られる箇所

⑥5mm以上の開口亀裂が確認できる石材



⑦刻印などがあり、文化財としての観点から保護すべきと判断される石材

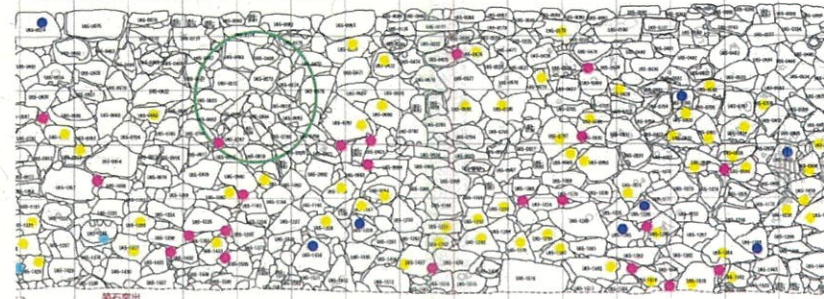


目視調査の実施状況

U65石垣面オルソ(部分)



U65石垣面立面図(オルソと同じ部分)



- 割れが観察される石材(④⑥)
 - 間詰石の抜け落ちが観察される箇所(③)
 - 表面の剥離が想定される石材(⑦)
 - 対応が必要な変状が生じている箇所
(変形等の具体的な内容は個別に把握)
- 面としての変形が認められる箇所
(分類①②に対応)

上図の把握状況は、目視調査の実施に先立ち、方針を確認するために示したものであり、現在はこれをたたき台として、文化財担当だけでなく、石積みの技術者・技能者の参加も得て、より正確な把握を進めているところである。

あわせて、具体的な処置の必要性、必要な場合の内容などの検討を行っている。

<今後の進め方>

目視調査の結果に基づき、必要な対応策を検討する。

具体的な対応策については、現在現地調査を進めながら同時に検討しており、全体の調査成果が整った時点で取りまとめを行いたい。

天守台周辺石垣の保存方針

- 1 天守台周辺石垣保存方針について
 - 1-1 石垣保存の基本的な考え方
 - 1-2 天守台石垣保存方針の策定をめぐって
- 2 天守台周辺石垣の現況把握
 - 2-1 石垣についての史実調査
 - 2-2 天守台周辺石垣現況調査
 - ア 天守台石垣
 - イ 天守台穴蔵石垣
 - ウ 天守台周辺石垣
 - 2-3 天守台周辺石垣の課題
 - ア 天守台石垣におけるモルタルの状況について
 - イ 大天守台北面の孕み出しの分析
 - ウ 築石石材の劣化状況について
 - 2-4 天守台周辺石垣の保存方針
 - ア 天守台周辺石垣の保存方針
 - イ 保存方針に基づく石垣への対処

○公募概要

ア 目的

公募によりできるだけ多くの方が使用できる昇降技術を募り実用化することで、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を実現

イ 選定方法

(ア) 求める昇降技術

大天守の内部を垂直に昇降する技術、大天守の階段を直接昇降する技術、外部から直接大天守1階以上に入城できる技術等、幅広く技術を募集

(イ) 主な条件

- ・大天守の柱、梁を傷めないこと
- ・大天守1階まで昇ることを必須とし、可能な限り上層階まで昇ることができること

(ロ) 公募への高齢者、障害者等の参画

令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正において、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずることとされた趣旨を鑑み、提案された昇降技術に対し、高齢者、障害者等からの意見を踏まえ、昇降技術の選定を実施

(エ) 審査方法

- ・様々な分野の有識者である評価員が、提案された昇降技術に対して、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施
- ・評価員は、事前に定めた審査基準に沿って評価を行い、その評価に基づいて昇降技術を選定

ウ 今後の進め方

公募により昇降技術を選定し、その選定内容を含めた木造天守全体のバリアフリーの方針を全体計画に反映

○公募スキームの変更内容

区分	令和2年度当初	変更後（案）
考え方	竣工時期の見通しを立てた上で令和2年度に公募開始	復元検討委員会に向けた全体計画にバリアフリーの方針を反映するため、準備が整い次第公募開始
公募スキーム	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p style="text-align: center;">公募開始</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">一次審査 (試作機製作補助金 決定4者)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">最終審査 (試作機)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">最優秀者選定 (1者)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">協議</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">実用品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計、開発 ・実機製作 ・木造天守に導入 </div> <div style="flex: 0.5; text-align: center; writing-mode: vertical-rl;"> 公募期間 (約1年9か月) </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p style="text-align: center;">公募開始</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">提案技術に対する高齢者・ 障害者等の意見聴取</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審査 (書類、プレゼン)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">最優秀者選定 (1者)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">協議</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">昇降技術開発</p> <p style="text-align: center;">技術開発に対する高齢者・ 障害者等の意見聴取</p> <p style="text-align: center;">↓ 反映</p> <p style="text-align: center;">・設計、開発 (試作機含む)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">昇降技術導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実機製作 ・木造天守に導入 </div> <div style="flex: 0.5; text-align: center; writing-mode: vertical-rl;"> 公募期間 (約9か月) </div> <div style="flex: 0.5; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px; writing-mode: vertical-rl;"> バリアフリーの方針を全体計画に反映 </div> </div>

注 変更後（案）は令和3年9月末現在

1 背景

本市は、特別史跡名古屋城跡において、史実に基づき木造復元を行う名古屋城天守の昇降に関するバリアフリー整備について、その昇降技術を公募することとし、地元有識者及び高齢者、障害者等から丁寧に意見を聴取し、可能性のある昇降技術について調査、検討をしてきました。

現在の検討状況と公募する昇降技術について報告します。

2 経緯

平成30年5月30日、名古屋市は「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表し、通常のエレベーターを設置せずに昇降できる技術を国内外から幅広く募ることで昇降に関するバリアフリー整備を保証することとしましたが、同年、通常のエレベーターの設置を要望する障害者団体らによる600人規模のデモ行進、48時間ハンガーストライキ、約20,000筆の署名、抗議文の提出などの反対運動が起こり、マスコミの報道等によって社会現象となりました。

平成31年度（令和元年度）、本市は新たに専任主幹を設け、地元障害者団体との関係修復につとめるとともに、本市の上記方針の考え方及び昇降に関するバリアフリー整備としての昇降技術の公募について、当事者である障害者団体等へ丁寧に説明し、意見を傾聴し、史実に忠実な復元とバリアフリーを両立する昇降技術について検討を進めているところです。

3 関係者協議及び市場調査の状況

(1) 関係者協議

ア 障害者団体

令和元年度以降、名古屋市障害者団体連絡会（12団体）の全体会議での説明と意見交換の場としては4回実施（令和元年度3回、令和2年度1回）しました。これらの場では、昇降技術の公募等の説明を行っておりますが、それだけでは意見聴取としては十分ではないと考え、平成30年度に発足した「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」を含め13団体それぞれの代表者や会合に直接出向き、史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立するために、昇降技術の公募について丁寧な説明と意見聴取を頻繁に行い、本件に関連する情報提供等も随時行ってきました。

また、昇降技術の公募の審査基準に関するワークショップを実施（令和元年8月、11月）し、障害者の方々から貴重なご意見をいただき、審査基準に反映しています。

その他、障害者団体が主催するシンポジウムにも説明者・パネラーとして2回、出席しています。

イ 地元有識者

バリアフリー検討会議として一堂に会していただく有識者会議を平成30年度以降に3回開催しました。15名の有識者から、会議に加え意見聴取の補足として直接出向いての説明と意見聴取を頻繁に行い、本件に関連する情報提供等も随時に行ってきたことによって、親身にご意見をいただいています。

史実に忠実な復元と昇降のバリアフリー化を両立するための条件として「柱、梁を傷めない（取り除いたり切り欠いたりしない）こととし、階層間の床を一部取り外すことは可逆的であるので許容できる」との考え方をいただいております、垂直に昇降する設備であれば、障害者の方々を理解される可能性が十分にあるとの意見もいただいております。

(2) 市場調査

木造天守のバリアフリーを実現するために、導入可能性のある技術について、国内外の多種多様なメーカー等へ調査を行ってきました。令和3年8月の調査結果として、国内事業者、国外事業者あわせて10社以上、本公募に興味を持っていただいている状況です。

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

【公募概要】(案)

新

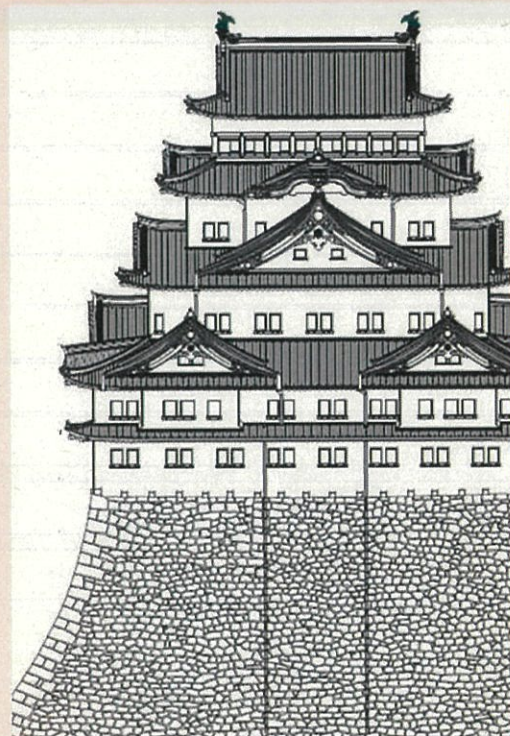
背景

- 名古屋城現天守閣は1959年の再建以降老朽化等課題が顕在化
- 「名古屋城天守閣復元事業」で史実に忠実な復元により名古屋城の本質的価値の理解促進、観光面の魅力向上が可能
- 障害のある人もない人も共に文化財を快適に楽しめるバリアフリーが重要

目的

- 史実に忠実に復元する木造天守に誰もが昇降できるように、**昇降技術を世界中から募り実用化する**
- 史実に忠実な復元とバリアフリーの両立**を目指し、先進的なバリアフリー技術を名古屋から発信・展開する

候補技術



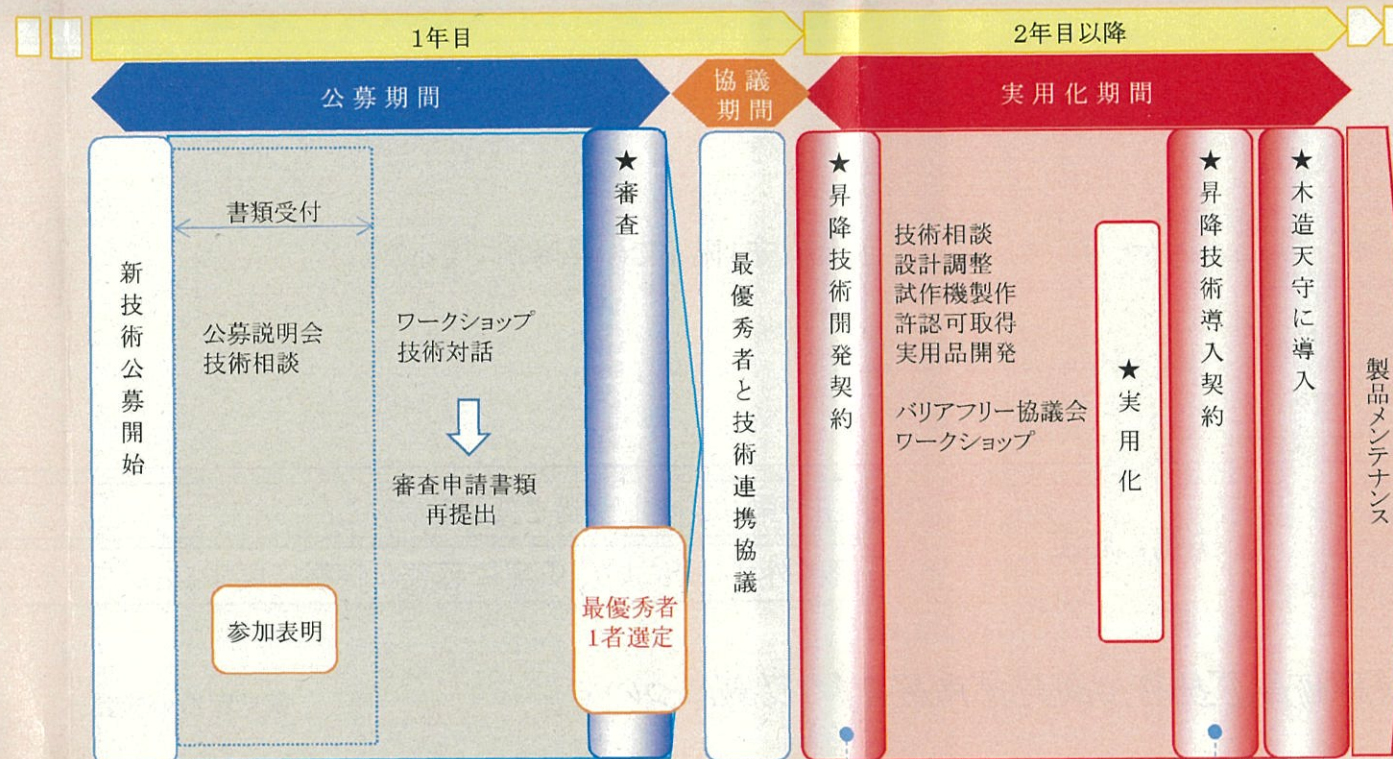
技術例:

- 大天守の内部を垂直に昇降する技術
- 大天守の階段を直接昇降する技術
- 外部から直接大天守1階以上に入城できる技術

等 幅広く技術を募集

地上から大天守地階までのバリアフリーは木造天守復元の設計・施工者にて別途対応予定

スケジュール



新技術の実用化

開発費用(昇降技術開発契約) 【審査後】

契約対象者 最優秀者(1者)

契約上限額 契約対象者と協議

- 審査後に最優秀者の昇降技術を開発する契約(昇降技術開発契約)を締結する
- 試作機を製作する
- 契約金額は提案時に公募参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で決定する
- 必要な許認可等をクリアできる見込みが必要

導入費用(昇降技術導入契約) 【開発後】

契約対象者 昇降技術開発契約者(1者)

契約上限額 契約対象者と協議

- 昇降技術開発契約者と木造天守に導入する契約(昇降技術導入契約)を締結する
- 契約金額は提案時に公募参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で決定する
- 審査時に費用を抑制することを加点要件とする

- 本公募では、大天守1階への昇降ができることを必須条件とする
- より上層階への昇降が可能な昇降技術を求める(加点要件)
- 審査においてバリアフリーの項目の評価によっては、最優秀者として選定しない可能性がある

最優秀者以外の技術による補完

最優秀者提案技術以外の技術を導入することにより
『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』で求めるバリアフリーをより効果的に補完することができる判断される場合にはその技術も採用する可能性がある。

※ 公募後に最優秀者以外にも協議により採用される可能性がある旨を公募要項等に明記する。

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

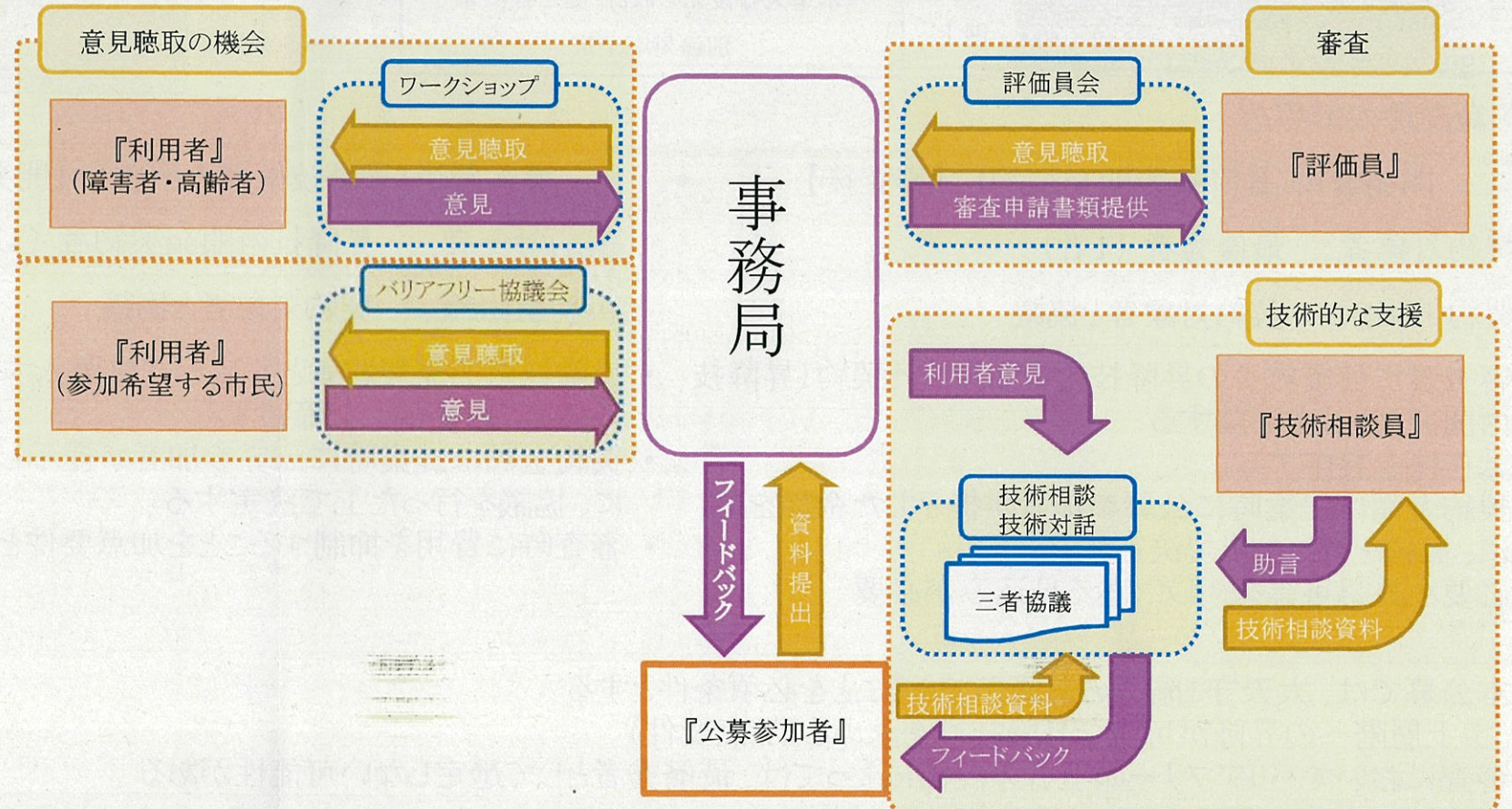
【公募概要】(案)

◇ 要求水準及び評価について

要求水準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 審査に際し、公募参加者に求める基本要件を最低要求水準とする。 加点対象要求水準として、各審査項目に配点してA～Eの5段階評価を行い、総合点で最優秀者を選定する。 	
※審査の項目の抜粋	最低要求水準	加点要求水準
	バリアフリー	大天守1階までの昇降ができること 利用対象者の範囲が広いこと 誰もが簡単に使えること 健常者の移動と同じような時間で移動できること 多人数による反復した利用が可能であること 健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること 大天守のより上層階まで上がれること 怖い思いをしないで乗れること 他の人の助けを借りることなく昇降ができること
	史実に忠実	柱や梁などの主架構を変更しないこと 木造復元天守の床・柱に使用されている木材を保護すること 取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができること 復元する木造天守の外観や内観を損なわない工夫がなされていること

◇ 『評価員』『技術相談員』『利用者』の役割について

『評価員』 『公募参加者』から出された提案について評価する	開発研究、制御工学、建築史、バリアフリー、経営、インバウンド等に見識がある方
『技術相談員』 『公募参加者』から出された提案について、事務局同席の上、技術的な助言をする	機械安全、技術監理、技術活用、建築史等に見識がある方
『利用者』 『公募参加者』から出された提案について、事務局を介して意見を	障害者・高齢者を中心とした昇降技術の利用が見込まれる方々及び全ての市民



名古屋城天守閣整備事業 基本計画書の構成 (案)

A 基本計画書 (案)

1 復元概要・復元基本構想

- (1) 特別史跡名古屋城跡の概要
 - ① 特別史跡名古屋城跡の概要
 - ② 特別史跡指定の状況
 - ③ 名古屋城全体配置図 (国登録文化財、重要文化財、天然記念物、名勝等)
- (2) 特別史跡名古屋城跡保存活用計画
 - ① 本質的価値
 - ② 構成要素
 - ③ 保存活用の基本方針
 - ④ 整備の方向性
- (3) 本丸整備基本構想
 - ① 基本理念
 - ② 基本方針
 - ③ 整備構想
 - ④ 事業展開
 - ⑤ 将来構想図 (鳥瞰図、現況屋根伏図、将来構想屋根伏図)
- (4) 天守復元の概要
 - ① 目的
 - ② 概要 (構造・規模等)
 - ③ 天守の歴史的変遷 (略年表)
 - ④ 復元の意義
 - ア 本質的価値の向上と理解促進
 - イ 世界的視座から見た復元の意義
 - ウ 復元の利点と波及効果
 - ⑤ 方針
 - ア 調査研究に基づく史実に忠実な復元
 - イ 遺構の保存に十分配慮した整備
 - ウ 防災上の安全確保とバリアフリー
 - ⑥ 整備スケジュール
- (5) 整備推進体制
 - ① 事業者 (市) の体制
 - ② 外部有識者による検討体制

2 石垣等遺構の保存

- (1) 石垣等遺構の現況把握
 - ① 史実調査
 - ② 天守台周辺石垣の現況調査
 - ア 天守台石垣
 - イ 天守台穴蔵石垣
 - ウ 天守台周辺石垣
 - エ 御深井丸地下遺構

- ③ 石垣等遺構の課題
- (2) 石垣保存方針
 - ① 天守台周辺石垣の保存方針
 - ② 保存方針に基づく対応

3 現天守閣の記録の保存と記憶の継承

- (1) 現天守閣の評価
 - ① 現天守閣再建までの経緯
 - ② 現天守閣の果たしてきた役割
- (2) 現天守閣の記録の保存と記憶の継承

4 復元根拠としての採用資料

- (1) 天守台等遺構
 - ① 外部石垣
 - ② 穴蔵石垣
 - ③ 礎石
- (2) 昭和実測図及び野帳・調書
- (3) 古写真史料
- (4) 絵図史料
 - (宝暦修理関連史料、文化 7 年史料、文政 10 年修理関連史料、木子文庫図面、名古屋離宮図、大正 8 年実測図面)
- (5) 文献史料
 - ① 編纂史料の概要 (編年大略、尾藩世記、三世紀事略)
 - ② 随筆・日記類の概要 (正事記、鸚鵡籠中記、金明録、感興漫筆)
 - ③ 名古屋城関連編纂史料の概要 (蓬左遷府記稿、金城温古録、金城録、熱田之記)
 - ④ 天守修理銘板写しの概要
 - ⑤ 宝暦 5 年修理関連史料の概要
 - (国秘録 御天守御修復 二、御天守御修復図、金城録付属 天守閣図画 御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法)
 - ⑥ 金城温古録
 - (金城温古録比定図 (配置図、大天守・小天守・橋台の各層平面図及び立面図、御天守石垣四隅之銘図))
- (6) 摺本・拓本
- (7) 現存する遺物
 - ① 古材 ② 焼損金具・瓦
- (8) 参考となる建造物

5 復元時代の設定

(1) 復元時代の設定の考え方

① 天守台遺構

② 復元根拠史料の概要

ア 古写真史料 イ 昭和実測図及び野帳 ウ 金城温古録 エ 宝暦修理関連史料

③ 4つの復元根拠史料から判明する事項

(2) 年表

6 復元原案の考証

(1) 各部の復元検討

① 平面

ア 絵図史料と間取り イ 寸法

② 柱

ア 通し柱 イ 下がり柱 ウ 二階大黒柱 エ 二階北側中央三十畳の独立柱

③ 横架材

ア 敷梁 イ 柱踏

④ 貫

ア 貫の断面寸法 イ 貫の配置

⑤ 継手・仕口

ア 継手・仕口の復元方針 イ 各種史料から確認できる継手・仕口

ウ 継手・仕口の復元案 エ 構造実験計画

⑥ 材種

ア 史料の概要 イ 史料により判明する内容 ウ ガラス乾板写真による材種の検証

エ 名古屋城櫓における主架構木材の当初材の材種

オ 類別による御門柱・冠木の材種の検証 カ 史実検証による復元案の材種のまとめ

キ 復元案の材種と本数 ク 復元案の柱材の設定 ケ 復元案の梁材の設定

コ 復元案の土台の設定

⑦ 外壁

ア 左官仕様 イ 中込厚板 ウ 大天守壁厚さ エ 小天守の外壁

⑧ 屋根

ア 5階の屋根（創建時の仕様） イ 4階から2階までの屋根（宝暦の仕様）

ウ 銅瓦 エ 塗装の範囲 オ 役物 カ 1階の屋根

⑨ 橋台

ア 路面の仕様 イ 剣堀 ウ 昭和実測図での橋台部分

⑩ 金鯨

ア 復元根拠史料の概要 イ 絵図史料の分析 ウ 文献資料の分析

エ ガラス乾板写真の分析 オ 昭和実測図の分析

⑪ 錆金物

ア 錆金物の種類・数 イ 金物の色 ウ 5階箱棟の葵紋錆金物

エ 内部の錆金物

7 解体・復元時における遺構の保護及び仮設計画

(1) 解体計画

- ① 解体・除荷による天守台石垣への影響と対策
- ② 工事振動等による天守台石垣への影響と対策
 - ア 解体の工法
 - イ 解体工事による振動予測
 - ウ 工法の選定

(2) 仮設計画

- ① 配置計画
- ② 遺構に配慮した仮設構造物の概要
 - ア 内堀保護工
 - イ 仮設構台・棧橋
 - ウ 素屋根
- ③ 配慮すべき石垣等遺構（発掘調査・状況等の概要）
- ④ 樹木の伐採（剪定・移植）

(3) 現天守閣解体に伴う仮設物設置が天守台石垣等遺構へ与える影響の検証

(4) 天守閣木造復元に伴う仮設物設置が天守台石垣等遺構へ与える影響の検証

8 復元整備と利活用

(1) 整備設計

- ① 石垣の安全対策
 - ア 天守台外部石垣
 - イ 穴蔵石垣
- ② 構造計画
- ③ 防災・避難計画
- ④ バリアフリー

(2) 公開活用の考え方

(3) 施工時の公開観覧

(4) ゾーニングと観覧ルート

- ① ゾーニング
- ② 観覧ルート（完成後の観覧ルート等）

(5) 完成後の管理・運営

- ① 組織体制等
- ② 維持保全計画

B 図面類

1 復元原案

2 整備設計

- (1) 計画概要
- (2) 透視図
- (3) 復元計画図
- (4) 仮設計画図

3 現天守閣

C 資料類

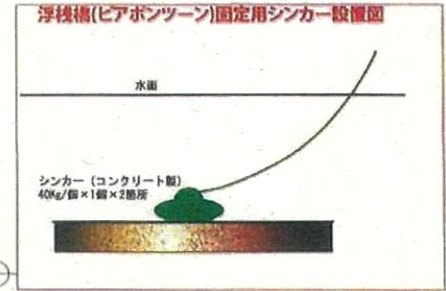
（本編の構成に応じて章立て）

名古屋城 水堀における舟運について

- 1 趣 旨 築城当時の姿をとどめる水堀を活用し、名古屋城の歴史的価値等をわかりやすく伝える舟を運航することにより、名古屋城への理解を深めるとともに、名古屋城の魅力向上を図るもの。
- ※「名古屋城跡保存活用計画」の活用の章に、遺構を活用した企画・イベントの開催の検討として、「水堀での周遊ツアーの検討」の記述あり
- 2 内容(案) ・石垣、隅櫓、天守などの歴史的景観を楽しみながら、名古屋城の歴史等について紹介
 ・運航事業者、料金等については今後検討
- 3 船着場について ・船着場は、史跡の保存と景観に悪影響を与えないよう、西之丸西側に掘削等を伴わない形での設置を想定
- ※ 令和2年度に設計を実施。(◎ 当初プラン → ◎ 設計プラン)
 バリアフリー対応等により設置物が大型化したことにより、安全性を検証するため地盤調査を行う必要性が生じた。
 (令和4年度予算)

年 度	内 容
平成 29 年度	・ 予算要求
平成 30 年度	・ 舟運に関する史実や他城郭の事例等にかかる調査
令和元年度	・ 試験運航及び事業スキーム等にかかる調査 ・ 水堀及び船着場設置予定地付近の測量調査
令和 2 年度	・ 船着場設計
令和 3 年度 (予定)	・ 全体整備検討会議における調整等
令和 4 年度 (予定)	・ 地盤調査 ・ 全体整備検討会議における調整等 ・ 事業者公募にかかる仕様書等の検討 ・ 工事費予算要求
令和 5 年度 (予定)	・ 船着場工事 ・ 事業者公募
令和 6 年度 (予定)	・ 運航開始

船着場草案 平面図



鋼矢板護岸

渡り橋
6m×1.6m

浮桟橋(ピアポンツーン)
浮桟橋(小)1.6m×2m×1高、浮桟橋(大)1.6m×6m×2高

辰之口水道大橋

入場口 →

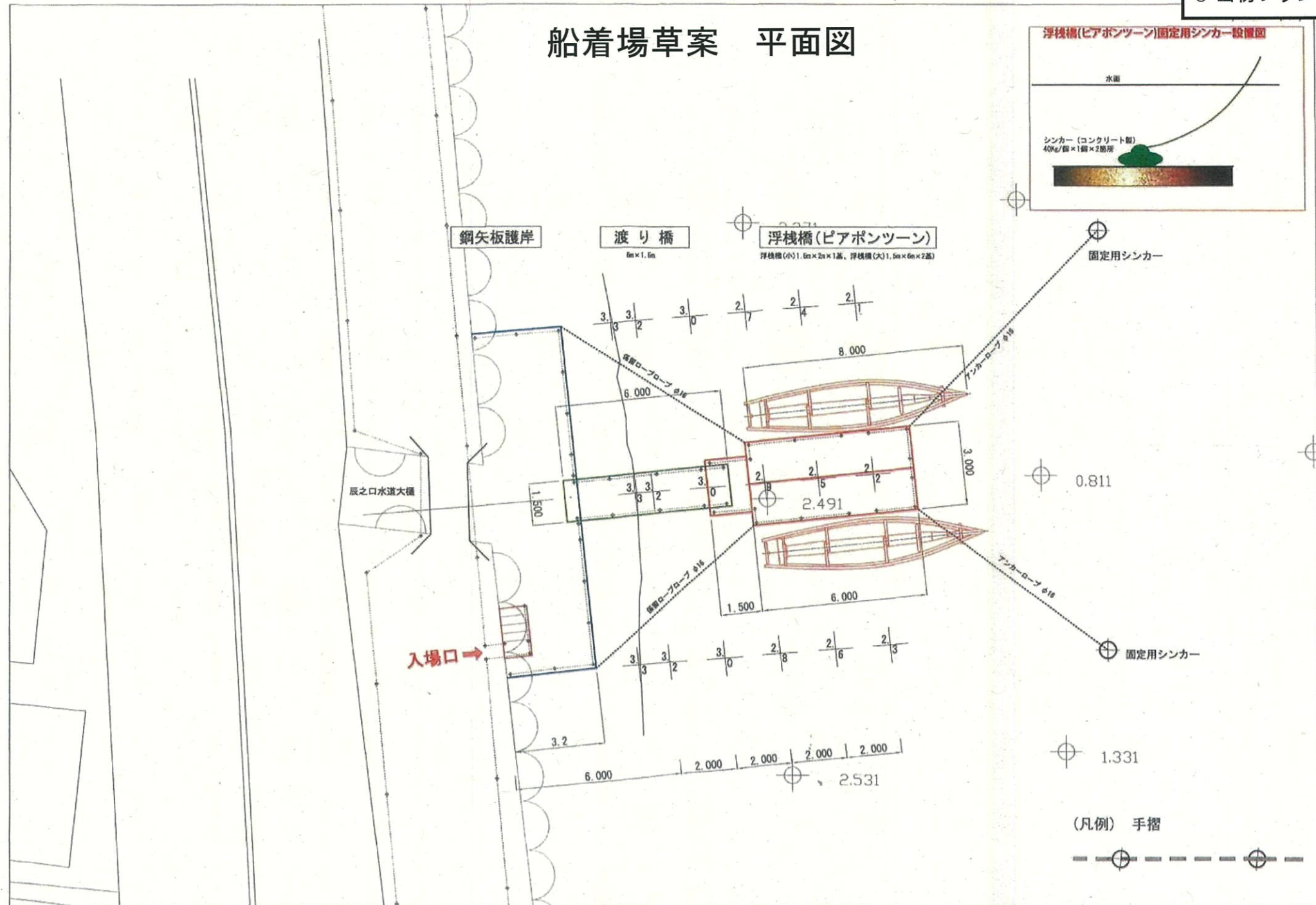
固定用シンカー

0.811

固定用シンカー

1.331

(凡例) 手摺

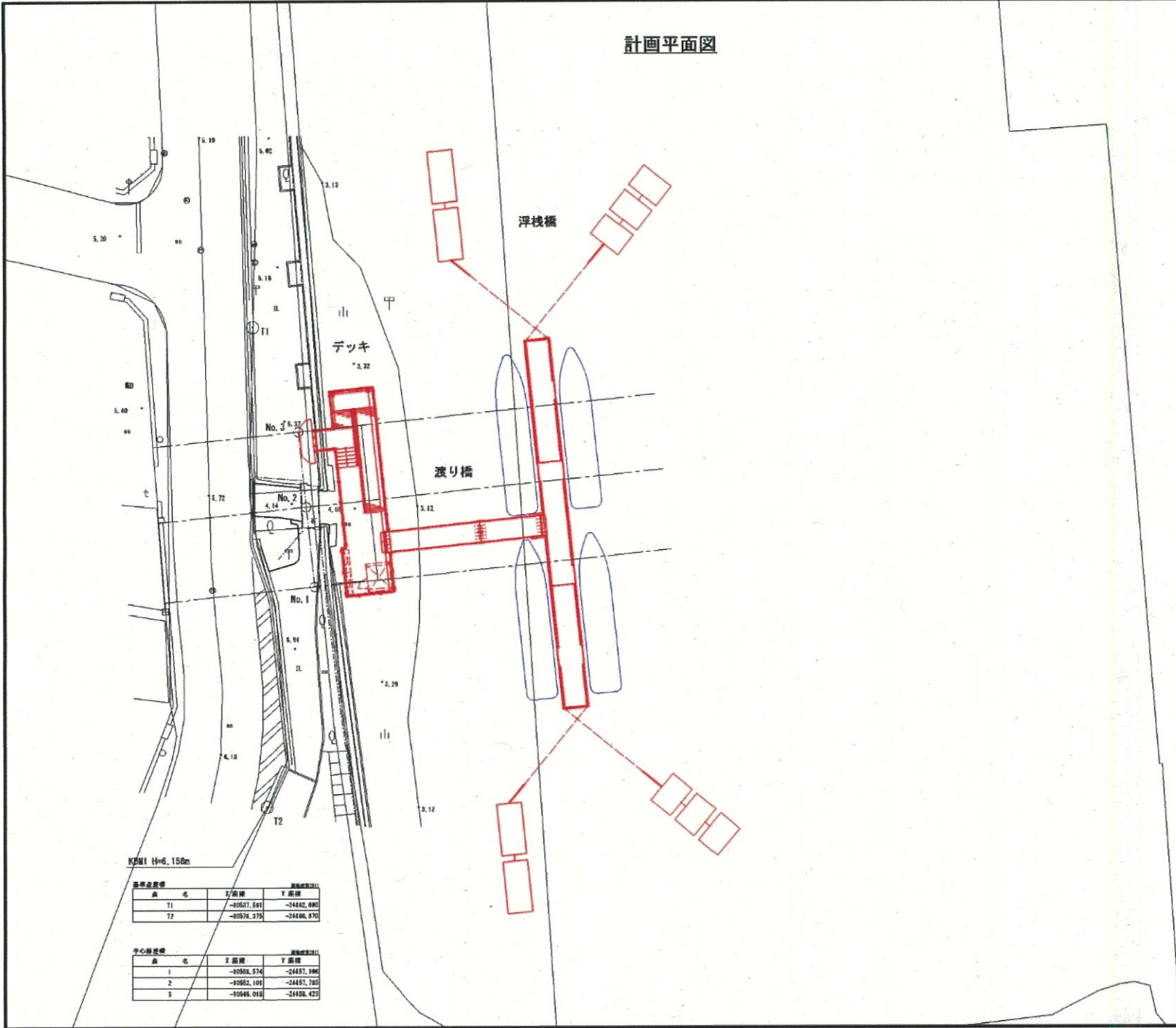


②設計プラン

計画平面図



S=1:150 (A1)
S=1:300 (A2)



KD#1 H=6.156m

橋脚番号	橋名	X座標	Y座標
T1		-10537.541	-24482.680
T2		-10534.379	-24486.870

橋脚番号	橋名	X座標	Y座標
1		-10538.574	-24487.190
2		-10532.101	-24487.783
3		-10546.018	-24488.423

業務名/工事名	名古屋城水堀の活用にかかると設計業務委託		
橋脚・河川名称	名古屋城 水堀		
施工管理名	愛知県名古屋市中區 本丸 地内		
図面の種類	計画平面図		
縮尺	S=1:150(A1) S=1:300(A2)	図面番号	84 附之内 1
会社名	株式会社 イビソク		
事務所名	名古屋事務所 名古屋文化交遊局		

船着場想定地 現地写真



お堀めぐり舟発着場と周遊コース



特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）について

現天守の解体・仮設物設置が石垣等遺構に与える影響を判断するための調査・検討について、名古屋市からの回答によれば、

- ・内堀においては、現天守解体の申請前に実施した発掘調査13箇所に加え、新たに9箇所の発掘調査を実施し、御深井丸においては、仮設物設置区域を網羅する25箇所の発掘調査を実施し、内堀と御深井丸の地下遺構の把握を行ったこと、大天守台北面石垣の孕み出しについての追加の調査・検討を行ったこと、
 - ・これらの調査成果も踏まえ、現天守の解体・仮設物設置計画について、考古学的視点及び工学的視点を合わせた総合的な視点からの検討体制を整え、各分野の有識者による十分な議論と合意形成を行いつつ、計画が適切であるとの結論になったこと、
 - ・令和3年度に調査・検討する課題として、調査により把握した天守台石垣の割れ、被熱劣化による剝離、並びに御深井丸側内堀の築石の表面劣化、間詰石の抜け落ち等に関する石垣保存方針の策定、御深井丸側内堀石垣背面の空隙、築石の控え長等の調査等があること、
- とのことであった。

令和3年度に実施する調査・検討が残るものの、「確認事項」の趣旨・内容を踏まえ、現天守の解体・仮設物設置が石垣等遺構に与える影響を判断するための調査・検討が一定程度進捗したものと評価できる。

その一方、本現状変更を必要とする理由については、「現天守の耐震性能が極めて低く危険な状態であり、放置できないことから木造復元に先立ち、解体を先行して申請したものであるが、本来、木造天守復元が現天守解体の理由である」との回答であった。本申請の目的が申請者においてこのように整理された以上、天守解体のみを内容とする本申請を引き続き審議することは適当でなく、天守解体と木造天守復元を一体の計画として審議していく必要があるものと認められる。

については、本申請については、天守解体のみならず、木造天守復元についても一体としてその内容に加えるよう、見直しをはかるのが適当であり、名古屋市において、今後各分野の有識者による十分な議論と合意形成を行いつつ、現天守の解体・仮設物設置等が石垣等遺構に与える影響について、引き続き調査・検討を行うとともに、木造天守復元に関する計画の具体的内容については、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日文化審議会文化財分科会決定）に基づき、これに準拠した適切な内容となるよう、十分な調査・検討を実施されたい。

その上で、特別史跡の石垣等遺構の保存に問題がなく、かつ、特別史跡における歴史的建造物の再現行為として適切であること等、必要な条件が整った段階において、天守解体と木造天守復元を一体の計画とした現状変更申請を提出されるのが適当である。

なお、令和3年度中に調査・検討を実施予定としている各項目については、その調査・検討の結果を文化審議会文化財分科会第三専門調査会に報告されたい。